

# 19世紀のフランス 絵画の楽しみ方

—印象派の絵画を  
中心として(14)

歯科医師 亡増 田浩 男(遺稿)

前回は、ルノワールがモンマルトルに移り住み、マルゴと知り合い、陽チフスで亡くなる5年間の間に、素晴らしい絵を沢山描いた事をお話ししました。そのなかで



図1

「ムーランド・ドラ・ギャレット」(図1)。「ムーランド・ドラ・ギャレット」とはパリ、モンマルトルの丘の上にあるダンスホールの名前で、ムーランドは風車、ギャレットはダンスホールの名物の焼き菓子の名前です。絵の中央、母親のモデルは、ジャンヌ・サマリー、子供は姉のエステル、マルゴも左手で踊っています。ダンスホールで音楽と恋を楽しむ当時の若者た

ちの近代生活を描き出しました。縦115センチ横175センチの大作です。オムールセー美術館5階中央に飾られています。モンマルトルのアトリエから、毎晩足しげく、ムーランド・ドラ・ギャレットのダンス場に通い、この絵は1876年、ルノワール35歳の時に完成し、1877年に開かれた第3回印象派展に出展され、すぐにカイユポットが購入しています。

この絵の中央に描かれているジャンヌ・サマリーは、ジュール・ジュ・シャルパンティエ夫人からモデルとして、紹介して頂いた若き女優です。この方は恋人ではなく、仏国立劇場コメディ・フランセーズの人気女優です。ジュール・ジュ・シャルパンティエ夫妻は、ルノワールの初期のパトロンで、夫のジュール・ジュ・シャルパンティエは、モーパッサン、エミール・ゾラ等の本を出版していました。ルノワールは30代後半から、ジュール・ジュ・シャルパンティエ夫人の文芸サロンに入りするようになり、夫妻から気に入られる様になり

ます。この時描いた「シャールパンティエ夫人と子供たち」(図2)が



図2

サロンに入選し、この頃からルノワールは肖像画家として売れるようになってきました。この絵に描かれている、当時、欧州を席巻していたジャポニズム的な部屋の家具や、装飾などを始めとする、部屋内の雰囲気や色彩は、多様で豊潤な美しさを備えています。

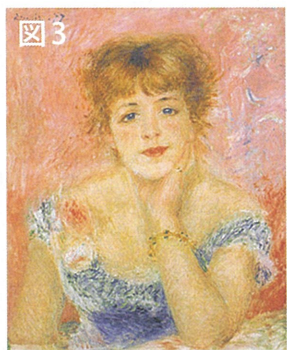


図3

そして、その「ジャンヌ・サマリーの肖像」(図3)。2014年名古屋と横浜に来ています。モスクワにあるプーシキン美術館が所蔵し、印象派時代のルノワールが描いた最高の肖像画と目されています。第3回印象派展に、「ぶらんこ」、「ムーランド・ドラ・ギャレット」と一緒に出品されます。ゾラは「永遠の笑みを浮かべる、金髪女性の肖像画は、本展覧会の成功作品」と讃えました。ジャンヌはやがて、裕福な投資家の息子と結婚し、3人の娘をもうけ、幸せな家庭を築きましたが、1890年、33歳で陽チフスにより亡くなります。ジャンヌの死後、彼女の所有していた肖像画はデュラン・リユエル画廊に売却され、そこからロシアの大富豪、モロゾフの手に渡り、現在はプーシキン美術館に展示されています。画商のデュラン・リユエルは印象派画家の普及に努め、モネも大変お世話になった画商です。

(この続きは次回をお楽しみに)

## 事務所トピックス

あたたかな春の日差しがうれしい季節となりましたが、皆様お変わりなくお過ごしでしょうか。

いまだに新型コロナウイルスで大変な状況ですが、皆様のご健康と、益々のご繁栄を心よりお祈り申し上げます。



弁護士法人開設に際しまして、立派なお花をありがとうございました。

名古屋市中区錦一丁目6番10号  
SUZU1ビル4階B  
TEL(052)201-1601-1602  
FAX(052)201-1602  
弁護士 森川 真樹  
弁護士 今村 憲治  
弁護士 森下 和也  
弁護士 松川 正紀

印刷/石橋印刷工業社

2021年4月 No.100

# 錦城 だより

名古屋市中区錦一丁目6番10号 SUZU1ビル4階B  
発行/弁護士法人 錦城法律事務所  
TEL (052) 201-1601 FAX (052) 201-1602

## ご挨拶

謹啓

皆様におかれては、コロナ渦の中、守るべき企業の存続・維持・発展、スタッフの生活・健康への配慮、御家族の安全・安心など、日々の営みの中で、立ちどころ苦難に対し、心の休まる間もないことと御推察します。

本来の敵は、新型コロナウイルスですが、そのために企業業績、雇用などに悪影響が生じ、昨年来、当事務所においても、コロナウイルスに関連した法律問題についての御相談もいただいています。

あわせて、法制度や情報通信機能の変化も日進月歩の状況にあります。痛感するのは、弁護士の業務も時代に合せて変化をとげる必要があると言いうことです。

さて、平成元年七月、弁護士松川正紀と同村憲治によってスタートした錦城法律事務所も、早三〇年余の時間の流れの中、パートナー弁護士森川真樹、サブパートナー弁護士森下和也を構成員として、数年が経過しました。

今後は、お付き合いをいただくクライアントの方々は、企業が多いこともあり、継続をして御縁をいただくために、

錦城法律事務所を「弁護士法人」することを、前々から考えていました。

今般、その実現が可能となり、二〇二一年三月一日より「弁護士法人錦城法律事務所」として、業務を再出発する運びとなりました。

そして、この機会に合わせて、四人のパートナー弁護士体制として、弁護士の今村憲治が代表シニアパートナー、弁護士森川真樹が代表パートナー、弁護士森下和也パートナー、弁護士松川正紀シニアパートナーとなります。弁護士松川正紀、同村憲治は専ら顧問先の御相談にあたることとし、全般の活動主体は代表パートナー弁護士森川真樹とパートナー弁護士森下和也が中心として活動していきたいと考えています。

もちろん、シニアパートナーである弁護士松川正紀、弁護士今村憲治も顧問先の御相談の他、若い二人のパートナー弁護士の活動と全般業務について、助言、指導をしていく所存です。

ついでには、倍旧の御支援・御鞭撻を「弁護士法人錦城法律事務所」にいただきました、よろしくお願ひします。

敬具 (K.I)

## 中小企業の社長さんに一言(53)

「所有者不明土地の対策」

今村 憲治

一、不動産登記簿謄本には所有者欄に住所・氏名は記載されているものの、現実には誰れが所有しているの不明な土地が問題となっていた。

この対策として、法制審議会は、法改正案を答申し、政府は改正案を閣議決定し、今国会で成立させ、二〇二三年(令和五年)施行をめざす。

二、所有者不明土地の発生するケースとしては、「相続登記が未了」、「住所変更が未了」で、全体の九九パーセント程になる(国土交通省調査、二〇一七年)。

三、この事態を解消するために、対策案として、次のことを法律に定める予定。  
1、土地・建物の「相続登記」を義務化して、相続開始から「三年以内」に誰れが何をどれ程相続するかの登記をしなければならず、登記をしなければ一〇万円以下の過料に処す。

2、三年以内の登記期限に間に合わない場合には、「相続人の氏名・住所」などを登記する「相続人申告登記制度」の新設。これは三年以内に相続人の誰れが、どれ程相続するか決まらない場合に、法務局に申し出て法務局が登記をすれば、相続開始から三年経過してもペナルティーにはならない。  
3、不動産所有者が住所・氏名変更をした場合は、「二年以内」に変更登

記を義務化し、これをしなかった場合は五万円以下の過料に処す。

4、遺産分割の協議が整わずに一〇年をすぎると、原則法定相続分割合で分ける(ただし、その内容・運用は明白ではなく、法定相続分による共有を強制されるのか、その後遺産分割が整えば変更できるのか等は不明)。

5、誰れも相続する「なり手」がない場合、土地上の建物が存在せず(更地にする)、又、土壌汚染がなければ国庫に帰属する制度を新設する。ただし、相続人において一〇年分の管理費を負担する。

四、このような所有者不明土地が発生しやすい原因としては、「子供達が親と別に生活し持ち家があり、又、親の家の市場価値(売却困難、借り手不在)が乏しい場合が考えられる。

善後策としては、相続の発生以前から売却・賃貸の検討を始めるとか、誰れが相続するかを相続人で協議する必要があるとともに、行政も協力してリフォーム物件の流通市場の育成が重要と思われる。

そのためには、修繕費用に対する補助制度の拡充も必要かもしれない。

五、戦後、農林水産人口が減少し、子供が「勤め人」として、都会に働きに出、人口が都市に集中し、都市に出た子供が都会又は都会周辺で新世帯を持つ生活様式の変化が影響している。その結果、地方は人口が減り、経済活動も衰退する。

この問題の背景には、地方の活性化人のUターン保護などの対策が横たわっている。

### クライアントだより

特定非営利活動法人あいうえお  
代表理事  
三本 松 義 春

当法人は約20年前、大阪でボランティア活動から発足した団体です。その当時、子どもたち、障害者、高齢者並びにそれらを支えている人々に対する行政の対応は充実したものとはいえませんでした。行政サービスが行き渡らない、行政の救済から漏れてしまうという状況を目の当たりにして、私たちにできることは何だろうかと考えました。そして、ボランティア精神を根拠とした特定非営利活動法人としての活動が有効だとの思いに至り、地域の安全、住みよい町づくり、福祉活動の改善などを目指し、「かけこみ寺」的活動拠点として当法人を設立しました。

「地域に愛を植えよう」「あいうえお」という名前には、私たちのそんな想いが込められています。

平成27年からは、安倍政権の一億総活躍社会の実現に向けての「新・三本の矢」政策により開始された「企業主導型保育事業」に参画し、待機児童問題の解決と子どもの健全育成を目標に掲げ、保育事業に注力してきました。大阪府内4か所にある保育園は各定員12名の小規模保育園です。「三つ子の魂百まで」と

いうことわざもあるように、当法人では3歳までの成長、親子関係を特に重視し、「共育ち」「共育て」という理念を掲げて運営しています。小規模ならではの一人ひとりじっくり向き合った保育を行い、保護者や保育者も、子育てを通じて子どもと一緒に成長していきたいと考えています。

昨今の日本は核家族化が相対程度進み、都市部では近所付き合いもほとんどなくなっています。一昔前を思い返せば、子どもが悪さをすると近所の「怖いおっちゃん」によく叱られたのですが、近年ではそのような光景も存在しないのではないのでしょうか。これまで子育ては祖父母も含めた家族、地域の住民で行っていたのですが、人間関係がますます希薄化していく中で、そのような環境も失われてしまったようです。また、二トや引きこもりといった新たな事象も重大な社会問題となっているように感じます。

これらの問題を解決していくことがまさに保育事業者としての務めと考えています。低年齢時という成長の重要な時期に、親子関係や基本的な人間関係の構築、一歩踏み出

す勇気を培う基礎を保護者とともに育んでいきます。

新型コロナウイルス蔓延で大変な時期ではありますが、今後も錦城法律事務所の方々に助けられ、多くの皆さまにご教授いただきながら、子どもたちの健康やかな成長と明るい未来のため、微力ながら尽力していきたいと思っております。



### 事業承継で

#### しくじらないために(上)

森川 真樹

民法の相続分野が2019年に改正され、遺留分減殺請求権が遺留分侵害額請求権という債権的請求権へと大転換した。改正の目的と実務上注意すべきポイントを、2回に分けて解説したい。

まず遺留分制度を改正した目的、それは中小企業の大半を占める同族会社の事業承継の円滑化である。たとえばオーナー社長が後継者の長男に会社を引き継がせようと、所有する株式や土地建物の事業用資産を長男の単独所有にすべく遺言を残しても、残念ながら兄弟姉妹など他の相続人の相続分をゼロにできるわけではない。他の相続人が「遺留分」という最低限保証される相続分を主張し、旧法下の遺留分減殺請求権(旧1031条)を行使すると、直ちに物権的効果が発動し、遺贈はその限度で失効して株式も土地建物も共有状態となってしまう。遺留分相当の弁償金を支払わなければ、長男の一存では株も不動産も自由にできず、最終的に事業が進められなくなり会社の解体に至るケースが少なくなくなった。このような事態に政府も危機感を抱き、法改正へと動いたのである。

今回の改正で、遺留分減殺請求権は「遺留分侵害額請求権」(現1046条)という名称に変わり、法的性質も「遺留分に相当する金銭請求のみができる」とい

う債権的請求権に変わった。遺留分侵害額請求権の行使があっても遺言が無効になることはなく、遺産の共有状態にならないのがポイントである。つまり、前述の長男は遺言どおりに株式や土地建物を単独相続することができ、後継者として滞りなく事業を引き継ぐことになる。相続絡みの内輪揉めなど事業外の理由で立往生する会社が減り、同族会社の事業承継はかなり円滑に進むものと見込まれている。

次に、遺留分侵害額請求権の注意すべきポイントを紹介しておく。遺留分を請求する側は、遺留分侵害額請求権を行使する際に必ずしも金額を明示する必要はないが、具体的金額を明示しないと遅延損害金を請求できないという点である。遅延損害金は現在年3%(現419条1項、404条2項)と一見些末と思えるが、遺留分侵害額が1億円ならば1年で300万円にもなる。

そもそも請求時点では正確な金額は分からないことが多い。実際の遺留分の金額と異なることが後に判明しても、債権の同一性が認められれば金額の明示として問題はない。遺留分侵害額請求権を行使する旨の書面には、大雑把でも適当な金額でも構わないので、「遺留分侵害額として〇〇円の支払を請求します」と具体的金額を記載して、遅延損害金が発生するような体裁にしておくのがポイントである。「正確な遺留分侵害額は現時点で不明のため、請求金額は暫定的なものです」という記載があれば万全である。(次号に続く)

### 勾留決定に対する

#### 準抗告が認められた事例

森下 和也

刑事事件の捜査段階において、捜査機関が必要と考えた場合、身柄拘束がなされる場合があります(もつとも、大多数が身柄を拘束されます)。身柄拘束の種類として、「逮捕」というものと、「勾留」というものがあります。

「逮捕」というのは、勾留という長期の身柄拘束をすることがどうかについて考慮するための短期の身柄拘束であり、最大72時間の身柄拘束となります。なお、逮捕してから48時間以内に検察官に送致しなければならず、検察官は送致を受けてから24時間以内に勾留請求をするか、釈放をしなければならぬとされています。

次に、「勾留」というのは、逮捕後、検察官が勾留請求をし、裁判官が勾留が相当であるとして、勾留決定がなされた場合に行われる身柄拘束であり、最大20日間の身柄拘束がなされるものです(なお、最初は10日間とし、その後必要と認められた場合には、最大10日の延長が認められています)。

以上述べたとおり、逮捕と勾留を合せると最大23日間の、身柄拘束を受けることとなり、身柄拘束を受けること自体に生活上の支障が生じ得ることになるかと思えます。そこで、勾留決定に対して不服申立てを行うことができるの

が準抗告という手続になります。

勾留決定がなされる要件としては、①定まった住居を有しない、②罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき、③逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき、いずれかに該当し、かつ、勾留の必要性があることが要件となりますが、この要件に該当しないとして、準抗告を申し立てることになりません。しかし、準抗告をしても、そのほとんどが、②ないし③があるとして認められない状況であり(認容率は数パーセントだと言われています)、勾留請求が却下され、身柄が解放されるという結論を導き出すためには相当なハードルがある状況です。

しかし、準抗告は、②ないし③がない具体的な理由を記載し、かつ、身柄拘束を受けることによる不利益がいかに大きいかという点を具体的に記載して、身柄解放を認めてもらえるよう積極的に活動をしていきたいところです。

今回、関わった事例は、窃盗の事例であったところ当方は被疑事実を認めており、今後、示談を行う予定であること、客観証拠が防犯カメラ映像であり、当方が隠滅することは不可能であること、身柄拘束が長期化することによって会社を解雇された結果、経済的な家族への影響が甚大であることを主張し、配偶者の身元引受書と被疑者の逃亡・罪証隠滅しないとの誓約書を添付して準抗告を申し立てた結果、無事、認容されました。準抗告の認容率は相当低い状況ですが、今後、も積極的な弁護活動を行っていきたいところです。